

取手市立学校等給食費徵収規則

○取手市立学校等給食費徵収規則

令和2年3月25日

教委規則第6号

取手市立学校等給食費取扱規則（平成17年教育委員会規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき、取手市立の小中学校及び幼稚園における学校等給食費の徵収に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 幼稚園給食 取手市立幼稚園設置条例（平成17年条例第46号）に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）において、その園児に対し実施する給食をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費であって、取手市立学校設置条例（昭和44年条例第15号）に規定する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）で学校給食の提供を受ける児童及び生徒の保護者並びに勤務する教職員（調理業務受託事業者を含む。）が負担するものをいう。
- (4) 幼稚園給食費 幼稚園給食に要する経費のうち、幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者及び幼稚園教諭が負担することが適当であると市長が認めるものをいう。
- (5) 学校等 小中学校及び幼稚園をいう。
- (6) 学校等給食 学校給食及び幼稚園給食をいう。
- (7) 学校等給食費 学校給食費及び幼稚園給食費をいう。
- (8) 児童等 児童、生徒及び園児をいう。
- (9) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (10) 教職員等 教職員及び幼稚園教諭並びに調理業務受託事業者をいう。
- (11) 校長等 小中学校の校長及び幼稚園の園長をいう。

（学校等給食費の月額）

第3条 学校等給食費の月額は、別表に規定する額とする。

2 学校等給食の1日当たりの単価（以下「1日当たりの単価」という。）は、前項に規定する学校等給食費の月額に学校等給食を提供する月数を乗じ、当該年度の運営予定日数で除

取手市立学校等給食費徵収規則

して得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 園児の学校等給食費の月額の内訳は、主食費及び副食費とし、それぞれ次に掲げる方法で算出するものとする。

(1) 主食費 米飯類、パン類及び麺類ごとの購入単価に、それぞれの提供日数を乗じて得た額を、学校等給食を提供する月数で除して得た額

(2) 副食費 園児の学校等給食費の月額から主食費の額を差し引いて得た額
(学校等給食費の月額の変更)

第4条 市長は、前条第1項に規定する学校等給食費の月額を変更するときは、取手市立学校等給食運営協議会に諮り決定するものとする。

(学校等給食の申込み)

第5条 児童等の保護者又は教職員等は、あらかじめ学校等給食申込書（様式第1号）又は学校等給食申込書（教職員等用）（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みをせずに学校等給食の提供を受けた者は、前項の規定による申込みがあったものとみなして、この規則を適用するものとする。

3 前2項の規定による申込みの効力は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に限り継続するものとする。

(1) 児童又は生徒 小中学校に在籍している期間

(2) 園児 幼稚園に在園している期間

(3) 教職員等 学校等に勤務している期間（同一会計年度に限る。）

4 学校等給食の提供を受ける者は、第1項の規定による申込みの内容に変更が生じたときは、学校等給食申込（変更・終了）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(学校等給食費の減額)

第6条 学校等給食費は、減額しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該月において学校等給食の実施日数が1日から9日までの場合は、当該月の学校等給食費の額を1日当たりの単価に学校等給食の実施日数を乗じた額に減額することができる。

3 児童等の保護者又は教職員等は、疾病その他やむを得ないと認められる理由により継続的に学校等給食の提供を受けない場合は、あらかじめ学校等給食欠食届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該月における学校等給食の提供を

取手市立学校等給食費徵収規則

受ける日数が9日以下になるときは、学校等給食費の額は、第1項の規定にかかわらず、1日当たりの単価に学校等給食の実施日数を乗じた額に減額することができる。

4 児童等の保護者又は教職員等は、牛乳アレルギーその他やむを得ないと認められる理由により継続的に飲料の提供を受けない場合は、あらかじめ学校等給食飲料代（牛乳代）減額申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、学校等給食費の額は、第1項の規定にかかわらず、当該提供を受けない飲料に相当する額を差し引いた額に減額することができる。

5 市長は、前2項の規定による書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、その旨を学校等給食（欠食・減額）決定通知書（様式第6号）により児童等の保護者又は教職員等に通知するものとする。

（学校等給食費の免除）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる学校等給食費を免除する。

(1)学校等給食の提供を受ける園児の保護者のうち、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）第13条第4項第3号に規定する費用の額の支払を受けないものが納入すべき幼稚園給食費（第3条第3項第2号に規定する副食費に係る部分に限る。）

(2)取手市就学援助規則（平成18年教育委員会規則第14号）に基づき就学援助を受けている児童又は生徒の保護者が納入すべき学校給食費

（学校等給食数の変更）

第8条 学校長等は、学校行事その他の理由により学校等給食の実施数（以下「学校等給食数」という。）に変更が生じるときは、教育委員会に報告しなければならない。

（学校等給食数の実施報告）

第9条 学校長等は、当該学校等で実施した学校等給食数について、学校等給食実施確定数報告書（様式第7号）により、当月分の確定数を翌月の3日までに教育委員会に報告するものとする。

（学校等給食費の徵収方法）

第10条 学校等給食費は、口座振替の方法により徵収するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、納入通知書により徵収することができる。

（学校等給食費の納入期限）

第11条 学校等給食費の納入期限（以下「納入期限」という。）は、次の各号に掲げる学校等給食の実施月の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

取手市立学校等給食費徴収規則

- (1) 4月から7月まで 翌々月の末日
 - (2) 9月, 10月, 12月及び1月 翌月の末日
 - (3) 11月 翌月の25日
 - (4) 2月及び3月 同年の3月29日
- 2 前項各号に掲げる納入期限が取手市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後の最初の市の休日ではない日を納入期限とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する納入期限により難いと認めるとときは、別に納入期限を定めることができる。

（督促）

第12条 市長は、学校等給食の提供を受けた児童等の保護者又は教職員等が、納入期限までに学校等給食費を納入しないときは、当該保護者に対し、期限を指定して督促状を発しなければならない。

（その他）

第13条 この規則に定めるものほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（令和2年8月に実施する学校等給食の特例）
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、令和2年8月に実施する学校等給食に係る学校等給食費の額は、1日当たりの単価に学校等給食の実施日数を乗じた額に減額することができる。
- 3 第11条第1項の規定にかかわらず、令和2年8月に実施する学校等給食に係る学校等給食費の納入期限は、令和2年11月2日とする。
（令和4年1月から3月までに実施する学校等給食の特例）
- 4 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和4年1月から3月までに実施する学校等給食について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響による学校等給食の欠食（以下「新型コロナウイルス感染症による欠食」という。）が

取手市立学校等給食費徴収規則

生じる児童等の保護者及び教職員等が支払う学校等給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に減額することができる。

(1) 学校等給食の提供を受けた日数が1か月当たり10日以上の児童等及び教職員等 別表に規定する学校等給食費の月額から、1日当たりの単価に新型コロナウイルス感染症による欠食日数を乗じた額を差し引いて得た額

(2) 学校等給食の提供を受けた日数が1か月当たり9日以下の児童等及び教職員等 1日当たりの単価に学校等給食の提供を受けた日数を乗じた額。ただし、学校等給食の提供を受けた日数に新型コロナウイルス感染症による欠食以外の理由による欠食日数を加えて得た日数が10日以上の場合は、前号に定める額

5 新型コロナウイルス感染症による欠食は、次に掲げる理由による学校等給食の欠食とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく学校等の臨時休業

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認めるもの

6 第11条第1項の規定にかかわらず、令和4年1月から3月までに実施する学校等給食に係る学校等給食費の納入期限は、同年3月29日とする。

付 則（令和2年教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和2年教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

付 則（令和3年教委規則第12号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、同年1月1日以後に実施する学校等給食について適用する。

付 則（令和4年教委規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

方式	対象者	学校等給食費の月額
学校給食センター調理業務方式	児童	4, 440円
	生徒	4, 950円

取手市立学校等給食費徵收規則

	教職員	4, 950円
	園児	4, 370円
	幼稚園教諭	5, 050円
各学校調理業務方式	児童	4, 570円
	生徒	5, 080円
	教職員	5, 080円
	調理業務受託事業者	6, 370円

取手市立学校等給食費徴収規則

様式第1号（第5条関係）

学校等給食申込書

年　月　日

取手市長

殿

申込者（保護者）

住　所　〒

氏　名

（ふりがな）

電話番号

児童等との続柄

申込者（保護者）である私は、取手市立学校等給食費徴収規則について同意の上、学校等給食を次のとおり申し込みます。（下記の理由により申し込みません。）

※1又は2のいずれかに「○」を付けてください。

1. 学校等給食の提供を申し込みます。なお、学校等給食費は市が定める期日までに納入することを確約いたします。

2. 学校等給食の提供を申し込みません。

理由（いずれかに「○」を付けてください。）

・食物アレルギー等による弁当持参

・その他（

）により弁当持参

【対象児童等】

学　校　等　名	
児童等氏名	ふりがな
食物アレルギーの有無	食物アレルギー　あり　・　なし
特　記　事　項	

【注意事項】

- この申込書の提出をもって、対象児童等に対する学校等給食の提供を承諾します。
- 学校等給食費に未納が生じた際に、当市が支給する「児童手当」からの徴収を申し出る場合には、別紙「児童手当からの徴収申出書」に記入の上、この申込書（学校等給食申込書）と合わせて在籍する学校に提出願います。

取手市立学校等給食費徴収規則

様式第2号（第5条関係）

学校等給食申込書（教職員等用）

年　月　日

取手市長

殿

学校等名

代表申込者（学校長等又は調理業務委託業者等）
住 所 〒

代表者

連絡担当者

電話番号

代表申込者（学校長等又は調理業務委託業者の代表者等）である私は、別紙名簿にある学校等給食申込者を代表し、取手市立学校等給食費徴収規則について同意の上、学校等給食の提供を申し込みます。

なお、学校等給食費は市が定める期日までに納入することを確約いたします。

【注意事項】

- ・この申込書の提出をもって、学校等給食の提供を承諾します。
- ・この申込書は当該年度のみ有効とします。
- ・別紙名簿にある申込者に追加・削除が生じたときは、学校等給食申込（変更・終了）届（様式第3号）により届出願います。

取手市立学校等給食費徵收規則

別紙名簿

学校等名

代表申込者

役職	氏名	備考

取手市立学校等給食費徵収規則

様式第3号（第5条関係）

学校等給食申込（変更・終了）届

年　月　日

取手市長

殿

申込者（保護者）

住　所　〒

氏　名

（ふりがな）

電話番号

児童等との続柄

下記の理由により、学校等給食の申込みを（変更・終了）したいので、取手市学校等給食費徵収規則第5条第4項の規定により申請します。

学校等名			
学年・組			
児童等又は教職員等氏名			
区分	<input type="checkbox"/> 変更　・ <input type="checkbox"/> 終了		
変更・終了日	年	月	日
理由 (変更内容)			
その他			

取手市立学校等給食費徴収規則

様式第4号（第6条関係）

学校等給食欠食届

年 月 日

取手市長 殿

申込者（保護者又は教職員等）

下記の理由により、欠食いたしますので、取手市立学校等給食費徴収規則第6条第3項の規定により届け出ます。

記

1. 学校等名 _____

2. 学年・組 _____

3. 欠食者氏名 _____

4. 欠食期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

5. 欠食理由 _____

様式第5号（第6条関係）

学校等給食飲料代（牛乳代）減額申請書

年　　月　　日

取手市長 殿

下記の理由により、飲料代（牛乳代）の減額を申請します。

<期間> 年 月分から 年 月分まで

<理由> ※ どちらかを○で囲み、()内に御記入ください。

・牛乳アレルギー

かかりつけの医療機関名

()

・その他

()

学校等名

学年・組

児童等氏名

保護者又は

教職員等氏名

取手市立学校等給食費徵収規則

様式第6号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

取手市長

学校等給食（欠食・減額）決定通知書

年 月 日付けで届出がありました学校等給食の（欠食・減額）について、下記のとおり承諾いたしますので、取手市立学校等給食費徵収規則第6条第5項の規定により通知します。

学校等名	
学年・組	
欠食・減額者氏名	
区分	欠食・減額
決定日	年 月 日
欠食・減額期間	年 月 日 から 年 月 日
欠食・減額にともなう 給食費の額について	
その他	

※学校等給食費は当該月における給食の実施日数が9日以下の場合は日割りの金額×日数、10日以上の場合は月額でご負担いただきます。

取手市立学校等給食費徴収規則

様式第7号（第9条関係）

年　　月　　日

学校等給食実施確定数報告書

年　　月分

学校・園名　　取手市立
学校・園長名

月額納入者

学年	在籍数	人数(A)	金額(B)	総額(A×B)	備考
1学年					
					牛乳減免
2学年					
					牛乳減免
3学年					
					牛乳減免
4学年					
					牛乳減免
5学年					
					牛乳減免
6学年					
					牛乳減免
児童生徒合計(C)					
教職員					
市職員					
その他					
委託業者					
教職員等合計(D)					
合計(C+D)①					

日額納入者

学年	食数(A)	単価(B)	総額(A×B)	備考
1学年				
2学年				
3学年				
4学年				
5学年				
6学年				
教職員				
市職員				
その他				
委託業者				
合計②				

当月分給食費①+②(=調定額)

(注)当月分を翌月3日までに報告してください。

報告後、誤り等があった場合には　　課に連絡の上、再度提出してください。

この様式により難い場合は、適宜補正をしてください。